

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成29年6月22日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年7月11日から同月31日まで縦覧に供する。

平成29年7月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
三豊市山本町土地改良区	農地耕作条件改善事業 (水路改修事業) 山池地区	三豊市建設経済部土地改良課
観音寺市観音寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 有明畑かん地区	観音寺市経済部農林水産課